

経営力強化保証制度の創設について

金融機関や「認定経営革新等支機関」(※1)の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し経営改善に取り組む中小企業を強力にサポートすべく、新たに経営力強化保証制度が創設されました。

※1…中小企業の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定・実行支援の業務を行うため、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や実務経験が一定レベル以上の者で、経済産業大臣および内閣総理大臣から認定を受けた機関。

経営力強化保証制度のメリット

- ・信用保証料率を減免(概ね年▲0.2%)
- ・金融面だけでなく、経営改善の取組みを強力にサポート

	経営力強化保証制度の概要
申込資格要件	金融機関及び認定経営革新等支機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者。
保証限度額	2億8,000万円 普通保険にかかる保証 2億円以内 無担保保険にかかる保証 8,000万円以内 組合等の場合は、4億8,000万円以内
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式による。 ただし、責任共有対象外の保証付既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込を受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。)を本制度で借り換える場合(信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は、責任共有制度の対象外とする。
対象資金	事業資金。ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る。
返済方法	一括返済または分割返済
保証期間	(1)一括返済の場合 1年以内 (2)分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内(運転・設備併用は7年以内) ただし、本制度によって保証付の既往借入金を借り換える場合は10年以内。 なお、据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内。
信用保証料率	責任共有対象 年0.45%~年1.75% 責任共有対象外 年0.50%~年2.00% ただし、申込時の信用力に対応した信用保証料率よりも一区分低い料率を適用。 なお、最も低い信用保証料率(カテゴリ9)の場合および信用力が判定できない場合(貸借対照表無しや決算期末到来等)は、一区分低い料率の適用は行わない。

担保・保証人	(1)担保 必要に応じて徴求。 (2)保証人 原則として法人代表者のみ。
貸付金利	金融機関所定利率
申込添付書類	(1)「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 (2)事業計画書(申込人が策定したもの) (3)認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)
事業計画書	事業計画は以下の内容を満たすもの又は含むものとする。 (1)計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。 (2)申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策。 (3)計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画。
金融機関の責務及び報告	(1)金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとする。 (2)金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとする。 (3)金融機関は、原則として年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 (4)金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。
その他	金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、当該金融機関単独で中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本制度を利用できるものとする。
取扱期間	平成24年10月1日～